

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について

平成 29 年 3 月 17 日

廃棄物指導課

1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画について

「千葉県 PCB 廃棄物処理計画」は、PCB 特別措置法第 7 条の規定に基づき、国が定める「PCB 廃棄物処理基本計画」に即し、平成 20 年に県内全域（千葉市、船橋市、柏市を含む区域）を対象として策定したものである。昨年 5 月に PCB 特別措置法が改正され、同年 7 月に PCB 廃棄物処理基本計画が改訂されたことから、その内容を反映させるため、千葉県 PCB 廃棄物処理計画の改訂を行うものである。

2 千葉県 PCB 廃棄物処理計画に定める事項（PCB 特別措置法施行規則第 8 条）

- (1) PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- (2) PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項
 - ア PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
 - イ PCB 廃棄物の処理の体制に関する事項

3 PCB 特別措置法及び国の PCB 廃棄物処理基本計画の主な改正・改訂内容

- (1) 高濃度 PCB 使用製品については、高濃度 PCB 廃棄物と同様の処分期間や届出等義務を課すこととなった。
- (2) 高濃度 PCB 廃棄物について、以下の表のとおり「処分期間」及び「特例処分期限日」が設定された。なお、法改正前から計画的に処理を行っていた事業者に対しては、特例処分期限日までの処理を認めることとされた。

処理施設	処分期間	特例処分期限日
JESCO 東京事業所	平成 34 年 3 月 31 日まで	平成 35 年 3 月 31 日
JESCO 北海道事業所	平成 35 年 3 月 31 日まで	平成 36 年 3 月 31 日
JESCO 北九州事業所	平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 31 年 3 月 31 日

- (3) 保管事業者に対する報告徴収や、処分期間を過ぎて PCB 廃棄物を保管している事業者に対する改善命令、行政代執行を行することができる等の、都道府県市の権限が強化された。
- (4) 保管事業者不明等により処分期間内の処分が困難な高濃度 PCB 廃棄物について、行政代執行により処分できることとなった。
- (5) 都道府県市は、管内の事業者に対する掘り起こし調査を行うこととされた。また、国及び地方公共団体は、自らが保管する PCB 廃棄物を率先して処理することが求められた。
- (6) 保管量、使用量及び処分量の見込みの時点修正が行われた。

4 今回の本計画の改訂内容（案・前項の番号と対応）

（1）高濃度PCB使用製品に対して、新たに処分期間や届出等義務を課すこととした。

【第1章3及び5】

（2）法に則した処分期間及び特例処分期限日を設定した。【第1章3及び5】

（3）処分期間内に使用を停止されなかった高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなして改善命令や代執行ができることとした。【第3章1（1）】

<参考>

高濃度PCB使用製品のうち変圧器やコンデンサー（電気工作物）については、電気事業法で適正管理や届出等が規定されているため、PCB特別措置法の規制対象外となる。従って、同法の定めるところにより管理し使用を停止させることとした。

（4）保管事業者の破産等に起因する処分期間内の処分が困難な高濃度PCB廃棄物については、行政代執行を行うことができることとした。【第3章1（1）】

（5）PCB廃棄物及びPCB使用製品を網羅的に把握するために、管内の事業者に対して掘り起こし調査を実施することとした。【第3章1（2）】

また、県及び政令市は、保管するPCB廃棄物等を率先して処理する旨の記載を追加した。【第4章（3）】

（6）県内のPCB廃棄物の保管量について、時点修正（平成27年度末）を行った。

【第2章】

また、処理施設について最新の内容に修正した。【第3章2】